

第18号議案

芦屋市教育委員会教育長の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を改正する条例の制定について

芦屋市教育委員会教育長の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い，教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例を定めるため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年芦屋市条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間その他の勤務条件）

第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年芦屋市条例第26号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

（職務に専念する義務の免除）

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、芦屋市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年芦屋市条例第13号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正要綱

1 改正の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 題名を「芦屋市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例」に改める。
- (2) 勤務時間その他の勤務条件（第2条関係）
教育長の勤務時間その他の勤務条件については、芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の適用を受ける職員の例によることとする。
- (3) 職務に専念する義務の免除（第3条関係）
教育長の職務に専念する義務の免除については、芦屋市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例によることとする。

3 施行期日

平成27年4月1日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋（平成27年4月1日施行）

（服務等）

第11条（第1項省略）

（第2項から第4項まで省略）

5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

（第6項から第8項まで省略）

教育公務員特例法抜粋

※ _____部分は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成27年4月1日）により削除される規定

（教育長の給与等）

第16条 教育長については、地方公務員法第22条から第25条まで（条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は、適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。